

多子軽減制度の対象範囲の拡大について（平成28年4月～）

多子軽減制度とは

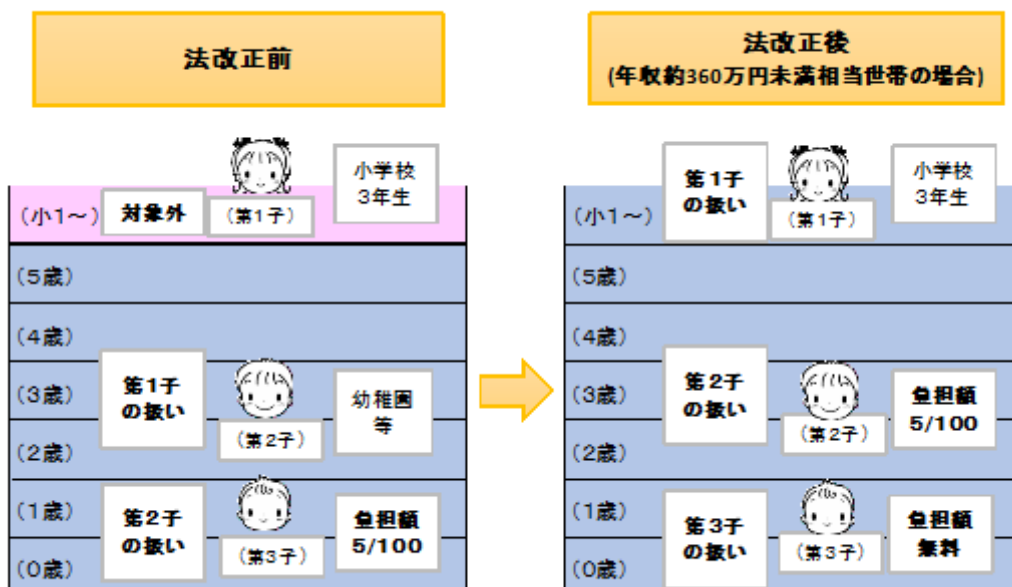
就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

対象者

- ① 就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄又は姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児。
※「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事業所、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業等を指します。
- ② 年収約360万円未満相当世帯（世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満）である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄姉（年齢問わず）の中で第2子以降の乳幼児。

これまでは、保育所等に通う乳幼児のごきょうだいの中で、第1子、第2子、第3子とカウントしておりましたが、平成28年4月以降、市町村民税所得割合計額が77,101円未満の世帯については、生計を同じくするごきょうだい（※）の中でカウントすることとなりました。（上記② 法改正による対象範囲の拡大）

※ 年齢は問いません。また、同居を要件とするものではなく、例えば修学や療養のために別居していても、余暇には帰省をしたり、生活費や療養費等の送金をしている場合も含まれます。



多子軽減制度適用後の利用者負担額

表1表2を比較し、低い方の額が利用者負担額となります。

(表1) 多子軽減措置適用後利用者負担額

	対 象 者	多子軽減措置適用後の利用者負担額
1	兄又は姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第2子	障害児通所支援の総費用の100分の5
2	兄又は姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第3子以降の者	0

注：部分は年収約360万円未満相当以外のご世帯についての扱い

(表2) 利用者負担上限月額

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

<参考>

多子軽減措置対象者以外は、総費用額の100分の10の額と、表2の利用者負担上限月額を比較し、低い方の額が利用者負担額となります。

多子軽減制度の認定について

住民基本台帳上、同一世帯に兄又は姉がいることが確認でき、多子軽減の対象となる場合には第2子又は第3子以降軽減対象児童の記載がある通所受給者証を交付致します。ただし、住民基本台帳上別の世帯に生計を同じくする当該児童の兄又は姉がいる場合においては、多子軽減制度の認定のために、書類の提出等が必要となりますので、下記までご連絡ください。

【制度について】

中野区 子ども教育部 子育て支援分野 障害児支援担当
電話 03-3228-5613（直通）

【通所受給者証の交付について】

中野区健康福祉部障害福祉分野障害者相談支援担当
電話 03-3228-8706（直通）